

（走行装置）

**第89条** 自動車の走行装置の強度等に関し、保安基準第9条第1項の告示で定める基準は、次項及び第5項に掲げる基準とする。

- 2 自動車の走行装置は、堅ろうで、安全な運行を確保できるものでなければならない。この場合において、次の各号に掲げるものはこの基準に適合しないものとする。
  - 一 ハブボルト、スピンドル・ナット、クリップ・ボルト、ナットに緩み若しくは脱落があるもの又は割ピンの脱落があるもの
  - 二 ホイール・ベアリングに著しいがた又は損傷があるもの
  - 三 アクスルに損傷があるもの
  - 四 リム又はサイドリングに損傷があるもの
  - 五 サイドリングがリムに確実にはめこまれていないもの
  - 六 車輪に著しい振れがあるもの
  - 七 車輪の回転が円滑でないもの
- 3 軽合金製ディスクホイールであって、別添2「軽合金製ディスクホイールの技術基準」に基づき鋳出し又は刻印によりマークが表示されており、かつ、損傷がないものは、前項の「堅ろう」とされるものとする。
- 4 自動車の空気入ゴムタイヤの強度、滑り止めに係る性能等に関し、保安基準第9条第2項の告示で定める基準は、次の各号及び次項に掲げる基準とする。
  - 一 自動車の積車状態における軸重を当該軸重に係る輪数で除した値である空気入ゴムタイヤに加わる荷重は、当該空気入ゴムタイヤの負荷能力以下であること。
  - 二 接地部は、滑り止めを施したものであり、滑り止めの溝（最高速度40km/h未満の自動車、最高速度40km/h未満の自動車に牽引される被牽引自動車、大型特殊自動車及び大型特殊自動車に牽引される被牽引自動車に備えるものを除く。）は、空気入ゴムタイヤの接地部の全幅（ラグ型タイヤにあっては、空気入ゴムタイヤの接地部の中心線にそれぞれ全幅の4分の1）にわたり滑り止めのために施されている凹部（サイピング、プラットフォーム及びウエア・インジケータの部分を除く。）のいずれの部分においても1.6mm（二輪自動車及び側車付二輪自動車に備えるものにあつては、0.8mm）以上の深さを有すること。この場合において、滑り止めの溝の深さについての判定は、ウエア・インジケータにより判定しても差し支えない。
  - 三 亀裂、コード層の露出等著しい破損のないものであること。
  - 四 空気入ゴムタイヤの空気圧が適正であること。
- 5 専ら乗用の用に供する自動車（乗車定員10人未満であつて車両総重量3.5tを超える自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに車両総重量3.5t以下の被牽引自動車を除く。）及び貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに車両総重量3.5t以下の被牽引自動車を除く。）に備えるタイヤ空気圧監視装置は、協定規則第141号の規則5.及び6.

に適合するものであること。この場合において、次の各号に掲げるタイヤ空気圧監視装置であってその機能を損なうおそれのある改造、損傷等のないものは、協定規則第141号の規則5.及び6.に適合するものとする。

- 一 指定自動車等に備えられているものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられたタイヤ空気圧監視装置
- 二 法第75条の2第1項の規定に基づき型式の指定を受けた特定共通構造部に備えられているタイヤ空気圧監視装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられているタイヤ空気圧監視装置又はこれに準ずる性能を有するタイヤ空気圧監視装置
- 三 法第75条の3第1項の規定に基づきタイヤ空気圧監視装置について型式の指定を受けた自動車に備えられているものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられたタイヤ空気圧監視装置又はこれに準ずる性能を有するタイヤ空気圧監視装置